

# 令和7年度鳥取県会計年度任用職員（講師）採用試験募集案内

<p>◆鳥取県消防学校 〒689-3547 米子市流通町1350 電話 0859-27-0353 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/shoubouschool/">https://www.pref.tottori.lg.jp/shoubouschool/</a></p>
--

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<p>令和7年1月7日（火）～令和7年1月27日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持参、郵送どちらでも申込みができます。</li> <li>・郵送の場合は、令和7年1月27日（月）午後5時必着とします。</li> <li>・持参による場合の受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は休校日のため受け付けておりません。）</li> </ul>
試験日時	<p>令和7年1月31日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開場時刻 午前9時30分</li> <li>・試験開始時刻 午前10時</li> </ul> <p>※応募者多数の場合、別途試験日を設けることがあります。</p>
試験会場	<p>鳥取県消防学校 会議室（米子市流通町1350 本館1階）</p> <p>※応募者多数の場合、試験会場を変更することがあります。</p>
試験結果発表日	<p>令和7年2月6日（木）（予定）</p>

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
講師	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防教育に関する訓練指導及び安全管理</li> <li>・県民に対する防災教育及び啓発</li> <li>・担当教育に関する文書事務</li> </ul>	鳥取県消防学校 （米子市流通町1350）

<求める人材>

- ・消防職員の実科訓練全般の実技指導及び安全管理ができること。
- ・消防団及び一般県民の教育訓練ができること。

## 3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 必要な資格、免許等
  - ・消防職員経験者であること。
  - ・普通（中型）自動車運転免許証を有していること。
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。  
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内 容
専門試験	50点	必要な知識を確認するための筆記試験 (約30分)
人物試験	50点	個別面接による人物についての口述試験 (約20分)

#### 5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

#### 6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額12,090円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	1か月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任用の期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

#### 7 受験申込手続

提出書類	採用試験申込書 1部（顔写真を貼付すること） ※郵送による場合は封筒の表に「受験申込」と朱書してください。
申込み先	鳥取県消防学校 〒689-3547 米子市流通町1350 電話 0859-27-0353
受験票	受験票は交付しません。 (郵送の場合は、電話により申込書を受理したことをお伝えします。)

※提出書類は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

**【申込書の記載方法】**

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。申込書を受理したことを電話連絡させていただきますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。
- 3 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）

**8 採用候補者の決定方法**

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。  
ただし、それぞれの得点が、一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

**9 採用候補者の発表**

電話連絡及び採用候補者決定通知書による。

**10 試験結果の開示**

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は、法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	鳥取県消防学校（米子市流通町1350）

**11 試験に関する注意事項**

試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）

**12 個人情報の取扱い**

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、採用候補者決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。